

商店街活性化促進事業の概要

《法律の基本スキーム》

1. 地域再生計画の作成

- 市町村が地域再生計画に「商店街活性化事業」を記載・作成し、総理大臣が認定。



2. 商店街活性化促進事業計画の作成

- 市町村が、関係事業者への意見聴取、住民公聴会等を経て、商店街活性化に向けた具体的なプランを作成。

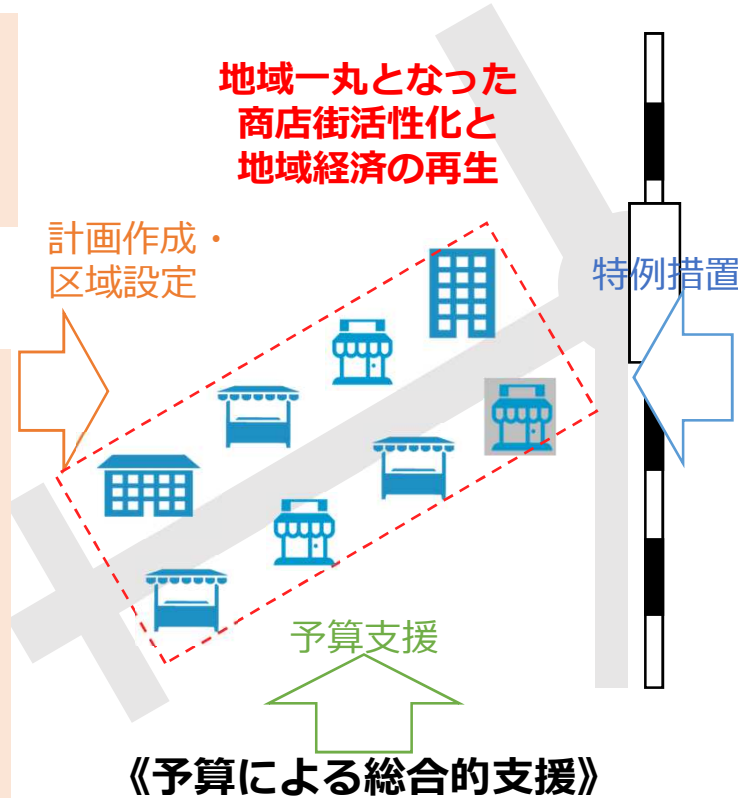
(計画記載事項)

- 活性化する商店街区域
- 基本的な方針
- 市町村が実施する施策等



3. 事業者への支援

- 商店街活性化促進事業計画に適合する事業者の取組を支援。



《予算による総合的支援》

- 関係省庁による重点支援【各予算内数】**
- 内閣府
 - 地方創生推進交付金
 - 経済産業省
 - 地域商業機能複合化推進事業
 - 国土交通省
 - 社会資本整備総合交付金
 - 内閣府、厚生労働省
 - 子ども・子育て支援交付金

《法律に基づく支援措置等》

商店街振興組合の設立要件の緩和

- 商店街振興組合設立のために必要な事業者数を「30人」から「20人」に緩和。

信用保険の特例（資金調達支援）

- 計画に適合する事業を行う中小企業者の資金調達を支援。
 - ①保険限度額の別枠化
 - ②填補率の引き上げ
 - ③保険料率上限の引き下げ

空き店舗等の利活用促進

- いかなる用途にも活用していない建築物の所有者等に対し、利活用を働きかける手続きを整備。

- ①要請：相当の期間を定め、利活用を要請
- ②勧告：正当な事由が無い場合には勧告

※居住実態が無いことが確認され、勧告された建築物については、固定資産税の住宅用地特例の対象外